

## 「大阪府北部を震源とする地震」に関する徳島県の対応状況について

### 1 県内の被害状況

- (1) 人的被害 1名（軽傷）
- (2) 住家被害 なし

### 2 大阪府への人的支援

#### (1) 「徳島県職員災害応援隊」：3陣・8名

目的：大阪府庁「災害対策本部」での情報収集  
※先遣隊の大阪本部職員2名を含む。

#### (2) 「被災建築物応急危険度判定士」：2陣・8名

目的：被災建築物の危険性の判定調査  
※「包括的相互協力協定」（徳島市建築士会）に基づく建築士2名、徳島市職員1名含む。

#### (3) 「家屋被害認定支援職員」：3陣・6名

目的：罹災証明に必要な調査  
※徳島県市長会・町村会の協力による、鳴門市職員1名、神山町職員1名を含む。

### 3 「ブロック塀等」に対する取組み

- (1) ブロック塀等の点検や家具類の転落防止対策など、県ホームページにより周知
- (2) ブロック塀等に関する「相談窓口」の設置
- (3) 県有施設におけるブロック塀等の「緊急総点検」の実施
- (4) 市町村に対し、学校施設をはじめとする公共施設の「緊急安全点検」を要請

### 4 県有施設の「緊急総点検」の状況（7月1日現在・速報値）

- (1) ブロック塀がある施設 2 3 2 施設
  - 点検表による総合評点が5 5点未満の施設 1 3 1 施設
  - 現行の建築基準法に適合しないブロック塀がある施設 1 0 7 施設(重複含む)
- (2) 対応方針
  - 当面の応急措置
    - ・ 総合評点が5 5点未満、又は現行の建築基準法に適合しないブロック塀を対象
    - ・ 張り紙等による注意喚起、ロープ等による立ち入り禁止措置
  - 安全対策
    - ・ 総合評点で4 0点未満、及び道路沿いの現行の建築基準法に適合しないブロック塀を対象
    - ・ 既存ブロック塀の解体撤去や、転倒防止対策などを実施
  - 詳細調査
    - ・ 解体撤去等の「安全対策」を講じない全てのブロック塀を対象
    - ・ 専門家による「詳細調査」を実施し、調査結果を踏まえ、必要に応じて対応